平成２２年（フ）第３３号
京都府舞鶴市字東吉原596番地
債務者　濵田　早苗（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
山口県山陽小野田市大字山野井2448番地、前住所山口県宇部市大字東岐波2125番地４
債務者　矢崎　美鈴
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８９号
山口県宇部市上野中町12番２―109号　東山団地１号棟109号
債務者　白石　幸夫
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第７４号
北海道岩見沢市日の出台８丁目１番７号　シティハイムサンシャイン201号
債務者　佐々木留美子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第８６号
北海道岩見沢市美園１条４丁目２番22号
債務者　小石川章男
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第９４号
福島県会津若松市花見ケ丘２丁目10番10号　フロンティア204号、前住所福島県河沼郡会津坂下町字市中三番４番地
債務者　磯目美智子（旧姓石下）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
神奈川県厚木市船子576番地　メイセイ物流内
債務者　八瀬　武雄
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２１４号
神奈川県足柄上郡山北町岸2013番地１　サンヴェール山北Ⅱ202号室
債務者　権守　保彦
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２３０号
神奈川県伊勢原市高森５丁目16番304号
債務者　石橋　清香
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２５５号
神奈川県小田原市北ノ窪468番地の１　込山ハイツＤ号室
債務者　青木　和夫
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２７８号
神奈川県秦野市下大槻410―１―12―104、住民票上の住所神奈川県平塚市広川595番地の12
債務者　奈須　政美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２８１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1010番地の８
債務者　猪亦ゆき子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２８６号
神奈川県厚木市愛甲466番地11　ベルメゾン河内305
債務者　安藤　正子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２９８号
神奈川県足柄上郡中井町遠藤228番地の１
債務者　大貫いつ子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３０２号
神奈川県秦野市渋沢２丁目45番15号
債務者　岩田　和夫
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３０４号
神奈川県秦野市戸川97番地の６　サンライズ関野103号
債務者　栗田　　裕
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３１０号
神奈川県秦野市千村５丁目17番34号
債務者　福住　　守
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部